



中小規模事業所省エネ対策設備導入補助金

募集期間

2020年6月5日から2020年12月28日まで

目的

本補助金は、本県の二酸化炭素排出量の約7割を占める産業部門及び業務部門における地球温暖化対策の強化を図るため、事業所の状況に応じた省エネ対策の取組を推進することを目的としています。

また、環境・エネルギー担当者のみならず、全従業員に省エネ意識を醸成し、各家庭にまで取組を拡大し、県民全体での省エネ対策の促進に寄与することを目的としています。

支援内容

▼補助対象事業

令和元年度及び令和2年度中小規模事業所省エネルギー対策支援事業による診断（以下、「省エネ診断」という。）を受診し、当該診断結果において、助言・提案を受け、下記の要件を満たす省エネルギー設備導入事業。

- (1) 既設設備と導入する補助対象設備の使用用途が同じであること。
- (2) 導入する設備が兼用設備、又は将来用設備あるいは予備設備ではないこと。
- (3) エネルギー消費を抑制する目的と関係ない機能やオプション等を追加していない設備であること。

ただし、省エネルギー効果が伴う機能、オプション又は付帯設備が、一体不可分の設備として出荷される場合その限りではない。

- (4) 法規的な定めによる安全上の基準等を満たしている設備であること。
- (5) ただし、国又は国の関係団体の補助金の交付対象となる事業については、補助対象外とする。

▼補助要件

主な補助要件は以下のとおり。詳細は補助要綱・手引きをご確認ください。

原則として、省エネ診断結果において、助言・提案を受けた設備の改修・更新及び運用に係る改善のすべてを実施すること。上記の改善を実施した結果、当該工場・事業場全体で省エネ率20%又は10t-CO2相当以上の削減効果が見込まれること。

支援規模

▼補助率等

- ・設計費、設備装置等購入費、工事費の3分の1以内
- ・補助金額は100万円未満 300万円以上の設備等の改修・更新は、本事業の対象外です。

対象者の詳細

▼補助対象者

以下のいずれにも該当する事業者

- ・令和元年又は令和2年度中小規模事業所省エネルギー対策支援事業による診断（以下「省エネ診断」という。）を受診した工場
- ・事業場を有する事業者
- ・茨城エコ事業所に登録していること（申請中も含む）
- ・いばらきエコチャレンジ賛同事業所に登録していること

対象地域



お問い合わせ

県民生活環境部環境政策課地球温暖化対策
茨城県水戸市笠原町978番6
電話番号：029-301-2939
FAX番号：029-301-2949

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
担当：橋本
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客様情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金